

○大和川右岸水防事務組合再任用職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する要綱

制 定 平 22. 3. 29 決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「大和川右岸水防事務組合再任用職員要綱」により任用される職員（以下「再任用職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第 2 条 再任用フルタイム勤務職員（地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職員をいう。以下同じ。）の勤務時間については、退職前の職員に準ずる。

2 再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の勤務時間については、1 週間当たり常勤職員の勤務時間の 5 分の 2 から 5 分の 4 の範囲内とし、勤務日数、勤務時間及びその割振りは別に定めるものとする。

(休 日)

第 3 条 再任用フルタイム勤務職員の休日については、退職前の職員に準じる。

2 再任用短時間勤務職員の休日については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、休日を設けることができる。

3 前 2 項の規定により難しいときは、別に定めるものとする。

(年次休暇)

第 4 条 年次休暇については、任用時に付与するものとし、その期間については 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 年次休暇の繰り越しについては、定年等による退職日の翌日から起算して 1 ヶ月後までに再任用された場合には、退職以前の勤務と継続するものとして取扱うものとする。

3 年次休暇の更新時の繰り越しについては、付与日数を上限として繰り越すことができる。

(年次休暇の付与日数)

第5条 年次休暇の付与日数については、再任用フルタイム勤務職員には退職前の職員と同様に付与するものとし、再任用短時間勤務職員には1週間の勤務日数に応じて別表第1のとおり付与するものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により、週30時間以上勤務する者のうち、前条第2項の規定に基づき、退職以前の勤務と継続すると認められるものについては、1週間の勤務日数に係わらず、20日間の年次休暇を付与するものとする。

2 第4条及び前条に定めるもののほか、年次休暇の取扱いについては、職員の就業に関する条例（昭和35年大和川右岸水防事務組合条例第8号）及び職員の就業に関する条例施行規則（平成11年大和川右岸水防事務組合規則第1号）の定めるところによる。

(病気休暇)

第6条 再任用職員の病気休暇については、退職前の職員と同様の取扱いとする。

ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(特別休暇)

第7条 再任用職員の特別休暇については、退職前の職員と同様の取扱いとする。

ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(欠勤)

第8条 再任用職員の欠勤（看護欠勤を除く）については、退職前の職員と同様の取扱いとする。

ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(職務専念義務の免除)

第9条 再任用職員の職務専念義務の免除については、退職前の職員と同様の取扱いとする。

(育児休業)

第 10 条 再任用職員の育児休業については、育児のための部分休業のみ付与
する。

(実施細目)

第 11 条 この要綱の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

週所定勤務日数 新たに 再任用職員と なった日の属する月	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
4 月	20 日	16 日	12 日	8 日	4 日
5 月	18 日	15 日	11 日	7 日	4 日
6 月	17 日	13 日	10 日	7 日	3 日
7 月	15 日	12 日	9 日	6 日	3 日
8 月	13 日	11 日	8 日	5 日	3 日
9 月	12 日	9 日	7 日	5 日	2 日
10 月	10 日	8 日	6 日	4 日	2 日
11 月	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日
12 月	7 日	5 日	4 日	3 日	1 日
1 月	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
2 月	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日
3 月	2 日	1 日	1 日	1 日	